

低価格入札に係る条件明示について

平塚市が発注する調査基準価格を設定した工事案件(議決案件及び総合評価案件)で低価格入札があった場合、別紙に示す条件を踏まえて低価格入札調査を行い契約することとなります。

該当案件に入札する際は、内容を十分にご確認いただくようお願いいたします。

平塚市役所 契約検査課

契約担当

電話：0463-21-8780

Mail：k-koji@city.hiratsuka.kanagawa.jp

低価格入札に係る条件明示書

調査基準価格を下回った価格をもって入札した場合（以下、「低価格入札」という。）においては、当該入札者が次の条件を受諾した場合に平塚市公共工事低入札価格調査（以下、「低入札価格調査」という。）の対象者となります。

ただし、当該入札者が、次の条件を受諾した場合でも、低入札価格調査を辞退した場合は当該工事の受注者になれません。

1. 配置予定技術者について

ア 請負代金の額に関わらず、主任（監理）技術者は、当該工事の専任を求めます。この場合、主任技術者は国家資格を有するものとします。

イ 建設業法第26条第1項又は第2項の規定により監理技術者又は主任技術者の配置が義務づけられている工事にあつては、低価格入札を行った者が平塚市発注工事において、過去2年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、次のいずれかに該当する場合、主任（監理）技術者とは別に、国家資格を有する主任技術者を専任で1名現場に配置することを求めます。（特別建設工事共同企業体については、代表構成員のみ当該技術者の配置を求めることとします。）

過去2年間に平塚市発注工事(当該工事と同一発注工種)を受注していない者。
70点未満の工事成績評定を通知された者。

市長から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等（口頭指示）は除きます。

品質管理、安全管理に関し、指名停止又は市長若しくは監督員から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者。

自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。

なお、当該技術者は施工中、主任（監理）技術者を補助し、主任（監理）技術者と同様の職務を行うものとします。

また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を主任（監理）技術者の通知と同様に市長に通知することとします。

2. 現場代理人について

当該工事において、現場代理人については配置技術者との兼任は認めません。

3. 契約保証金の額について

低入札価格調査を経て契約する受注者の契約保証金の額については、契約書約款（契約の保証）第4条第2項及び第5項の「10分の1」を「10分の3」にそれぞれ変更します。

4. 前払金の割合について

低入札価格調査を受けた者との契約については、契約書約款（前払金及び中間前払金）第34条第1項の「10分の4」を「10分の2」に、第3項の「10分の2」を「10分の1」に、それぞれ変更します。

5. 中間技術検査の適用について

当該工事においては、平塚市請負工事等中間技術検査実施要領に基づき、中間技術検査を実施します。

6. 履行遅滞の場合における損害金等の額について

低入札価格調査を経て契約する受注者の履行遅滞の場合における損害金等の額については、契約書約款（発注者の損害賠償請求等）第54条第5項の「契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額」を「請負代金額の10分の3」に変更します。

7. 契約不適合責任期間について

当該工事においては、契約書に定める契約不適合責任の期間を、引き渡しを受けた日から2年とします。ただし、コンクリート造等の建物等又は土木工作物等の建設工事の場合には4年とします。

8. 監督体制について

当該工事においては、重点的な監督業務や厳格な検査を実施するなど、監督体制等を強化します。

9. 低入札価格調査対象工事の手持ち工事数の制限について

低入札価格調査を経て落札者となった者は、当該工事の落札決定以降に落札決定される他の低入札調査対象工事において、落札者となれません。ただし、当該工事が完成し、引渡しが終了したのちは適用を除外します。